○農林水産省告示第二千百八十八号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十七年十月二日

農林水産大臣　林　芳正

新潟県谷根広田地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを結んだ線及び標柱十二号から保安林（昭和四十三年六月十九日農林省告示第八百二十八号）北西側境界線に沿って標柱一号に至る線に囲まれた区域

新潟県糸魚川市大字谷根

字桂平　四〇四七番　標柱一号
　　四〇五四番　標柱二号
字大滝　四〇五六番　標柱三号
　　四一七六番　標柱四号
　　三九四五番　標柱五号
　　三九一一番　標柱六号
　　三八四〇番　標柱七号
　　三八五八番　標柱八号
字牛池　三二〇八番　標柱九号
　　三九四四番三　標柱十号
　　三九八五番　標柱十一号
字桂平　三九八七番一　標柱十二号

○国土交通省告示第千三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

忍川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県三原市深町字松尾

五一一番一　一号から四号まで
五一〇番　五号
五〇九番一　六号
五一二番一　七号から十号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

板ヶ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県山県郡安芸太田町大字梶ノ木字梶ノ木峠一号から十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第千百七十九号で指定した板ヶ谷川に掲げる土地の区域及び平成十年建設省告示第千九百九十三号で指定した同号二十に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三〇七度三二分二三秒　一号
九四八・五四〇メートルの地点
標柱一号から四五度二六分五六秒　二号
一一七・〇五三メートルの地点
標柱二号から五度九分一一秒　三号
五三・六〇四メートルの地点
標柱三号から一六度五三分一四秒　四号
八七・六三九メートルの地点
標柱四号から四〇度三八分五一秒　五号
四三・〇六〇メートルの地点
標柱五号から三五八度二分二秒　六号
八〇・四四七メートルの地点
標柱六号から九四度一七分五〇秒　七号
二五・三九三メートルの地点
標柱七号から一七七度三一分三六秒　八号
六五・九五一メートルの地点
標柱八号から二〇一度三九分四二秒　九号
八二・八九〇メートルの地点
標柱九号から一八一度一〇分二三秒　十号
一〇九・二九三メートルの地点
標柱十号から二一九度三七分四三秒　十一号
一六三・七三二メートルの地点

三　(一)　砂防法第二条の土地の表示

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字峰尾谷山二七六八番一地内三等三角点熊瀧を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を昭和十四年内務省告示第七十二号で指定した毛木川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六一度一八分三〇秒　一号
一〇七〇・八六九メートルの地点
標柱一号から一七一度一分五五秒　二号
三・二四〇メートルの地点
標柱二号から二八五度二〇分四四秒　三号
三・六七三メートルの地点
標柱三号から二七六度〇分三九秒　四号
一・六五二メートルの地点
標柱四号から二七四度一分四八秒　五号
七・三九九メートルの地点
標柱五号から二七九度三〇分一六秒　六号
五・六〇八メートルの地点
標柱六号から二七九度三〇分四秒　七号
三・六四一メートルの地点
標柱七号から二八八度四九分四八秒　八号
一・四二二メートルの地点
標柱八号から二六九度五一分三四秒　九号
〇・八一五メートルの地点
標柱九号から三一七度一八分三秒　十号
五・六八九メートルの地点

○国土交通省告示第千三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十七年十月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和十四年内務省告示第七十二号で指定した毛木川に掲げる土地の区域のうち、広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字峰尾谷山二七六八番一地内三等三角点熊瀧を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六二度一〇分二六秒　一号
一〇九一・九三一メートルの地点
標柱一号から二七九度三二分四九秒　二号
一三・七一一メートルの地点
標柱二号から三四九度五六分四八秒　三号
二一・二三〇メートルの地点
標柱三号から九九度三二分四五秒　四号
一七・六二〇メートルの地点

○海上保安庁告示第七十号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年十月二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中「PL103　くさかき」、「PL104　あつみ」及び「PL122　いとしま」を削る。

附　則

この告示は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

国会事項

衆議院

辞令

（警務部防災課長）衆議院参事　徳永　光
（経済産業委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　乾　敏一
（決算行政監視委員会専門員）同　平川　素行
願により本職を免ずる（各通）
（管理部印刷課長）衆議院参事　碓井　義美
（憲政記念館長）同　清水　敦
（第一特別調査室長）衆議院調査局調査員　古田　義祐
（第二特別調査室長）同　細谷　芳郎
国会職員法第十五条の三の規定による期限の到来により平成二十七年九月三十日限り退職（各通）
（安全保障委員会専門員兼我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室長）衆議院常任委員会専門員　齋藤久爾之
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室長兼務を免ずる
（安全保障調査室首席調査員兼我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　小林　扶次
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室首席調査員兼務を免ずる
（安全保障調査室次席調査員兼我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室次席調査員）同　髙橋　和彦
我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室次席調査員兼務を免ずる（以上九月三十日）

参議院法制局

辞令

（第一部副部長）参議院法制局参事　村上　たか
法制主幹を命ずる
第一部第一課長事務取扱を命ずる
（第三部第一課長）同　武蔵　誠憲
第二部第二課長を命ずる